

農委

# なかがわ



## 新たな農地利用最適化促進に向けて

那珂川町農業委員会 会長 磯部 正美

日頃より、農業委員会活動に対し、深いご理解とご協力を賜り、厚く感謝申し上げます。

令和6年7月より新体制となり、委員の皆様のご努力により、つつがない経過に至っております。

農業を取り巻く環境は、農業従事者の高齢化や、担い手不足の問題に直面し、また、肥料・飼料・燃油等と生産資材が高騰しており、農業経営には逆風となり、大変厳しい状況が続いています。しかし、今年はコメの概算金が昨年より少し上昇したことが朗報でした。

農業委員会は、法令に基づく農地の権利移動など、許認可による農地の保全の取り組みとともに、必須業務となった農地利用最適化、いわゆる地域計画策定による担い手への農地利用の集積集約化、新規参入の促進、耕作放棄地の発生防止・解消等の活動を行い、地域農業振興の一役を担ってまいります。

このようななか、昨年、町内全域を対象に、地域計画策定に向けて、話し合いが行われました。地域の農業が利用されやすくなるよう、地域で守り続けてきた農地を、次の世代に持続可能な形で着実に継承し、地域の皆様と町・農業委員会・J A・農地中間管理機構・土地改良区など、関係機関が中山間地域等において、持続的かつ多様な農地利用の保全活動を通し、地域にあった形で進めていくことが大切であると思えます。

農業委員会は、農業者の姿を地域の皆様と考え、更なる農業基盤を、より良い農村社会に向けた活動を推進してまいりますので、今後ともご支援ご協力をお願いいたします。

# 農業委員会委員・農地利用最適化推進委員 担当地区一覧

任期：令和6年7月1日～令和9年6月30日まで（敬称略）

担当地区	農業委員	推進委員	担当地区	農業委員	推進委員
馬頭	西宮 一美	鈴木 一夫	1区	川上 早春	川上 雅人
健武	益子 稔	佐藤 保	2区・3区	佐々木文子	深澤 一郎
矢又	深澤 弘子	菊池 政広	4区・5区	船見 和哉	橋本 征雄
和見	小高 辰也	小高 栄二	6区(吉田)・9区(東戸田・神田町)	船山 伸一	板橋 了寿
小口	谷田 知教	藤田 保	6区(谷田)・7区	滝童内政可	鈴木 勲
北向田	小林 一恵	大森 秀一	8区	船山 伸一	佐竹 賢一
久那瀬	益子 順一	岡 浩幸	9区(三輪1～3区)・10区	磯部 正美	郡司 公平
松野・富山	高野 寛	大武 正	11区		高村 安英
盛泉	岡 寿実	大金 安男	11区(山崎)	穴山 正一	佐藤 康之
谷川		鈴木 明信	12区		佐藤 知子
大内・大那地	佐藤 次男	川和 義夫	13区		川上 早春
大山田下郷	益子 波子	渡邊 久雄	14区		
大山田上郷		岡崎 俊			
小砂	星 フミ子	笹沼 則男			

## 令和7年度 町農林業等施策並びに予算編成に関する建議要望



令和6年10月11日那珂川町役場に於いて、那須南農業協同組合、那須南森林組合と合同で、町への建議要望を行いました。

担い手不足や耕作放棄地の増加、農林水産物の価格低迷など農林業、農山村を取りまく環境が深刻化していく中、それぞれの機関から要望がなされました。

農業委員会からは、磯部会長と小高農村振興専門委員長が出席し、福島町長に対し要望書の提出を行いました。

要望事項の主なものは次のとおりです。

### 要望事項（一部抜粋）

- 担い手への農地の集積・集約化について
  - ①中心経営体(多様な担い手)の育成・確保の推進
  - ②農地中間管理事業活用の推進
- 耕作放棄地の発生防止・解消について
  - ①担い手育成支援の拡充
  - ②有害鳥獣対策の拡充
- 新規参入の促進について
  - ①新規就農者育成総合対策事業の推進
  - ②新規参入への誘致策の充実
- 農業委員会活動の支援について
 

農業委員会予算の確保と事務局体制の強化
- 農業等施策・予算について
  - ①生産費高騰に対する対策
  - ②米価安定に向けた支援
  - ③農業用施設整備費予算の拡充
  - ④園芸作物振興対策事業の拡充
  - ⑤景観作物の推進
  - ⑥スマート農業の推進



## 農業委員・農地利用最適化推進委員研修会に参加して



昨年8月30日、栃木県教育会館で農業委員・農地利用最適化推進委員研修会に参加いたしました。研修会は、農業を取り巻く現状や、今後の地域農業において私たち農業委員ができることについての講演でした。

私がかつての頃は父から、「農家の長男は家を継ぎ家を守る」この教えを教訓にして生活し、子供の頃から農作業を手伝うことが常でした。私も家を継ぐ考えで進みましたが、社会状況が急変して昭和40年後半から50年にオイルショックとなり、農業から工業へと社会情勢が急速に進み、会社への就職が主になり、農家への愛着が薄れはじめました。

それから約半世紀が過ぎ、私は農業委員となりました。全国的に急速な高齢化や、後継者不足による放棄地が増加し、現況の課題に危機感を持ち、今ある農地をどう守るのか、担い手をどう確保するかを考えると不安ばかりです。最近、2050年問題として、わが町が消滅集落とされ、大変悲しい現況を迎えるそうです。この重大な状況を食い止めるため、私たち農業委員は、農業を次世代に繋ぐために、農業の楽しさを伝え、食の大切さを伝えることを今後の課題として、日々取り組みます。  
(農業委員 西宮 一美)



## とちぎ女性農業委員の会総会・地区別交流会に参加して

昨年12月13日に栃木県総合文化センターで開催された、とちぎ女性農業委員の会通常総会・地区別交流会に参加いたしました。

通常総会では、今年度の活動の報告、決算、予算等の議案について滞りなく可決されました。総会後の交流会では、地区ごとに分かれ意見交換を実施しました。女性

ならではの視点での講習会や食育活動を開催していること、また農業の楽しさややりがいを次世代に伝えていきたいなどの活発な意見交換となりました。今回参加し、各地域の女性農業委員が持つ多様な考え方や取り組みを知ることができ、大変有意義な機会となりました。

(農業委員 深澤 弘子)



〈表紙〉  
佐藤 知子さんからの  
ひとこと

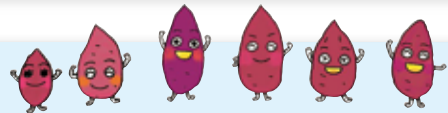
ともちゃん農園の佐藤知子です。キクラゲの栽培を始めて、今年で11年目になります。キクラゲは、中華のイメージがありますが、実は和食にも洋食にも使える万能キノコです。特におすすめが、生のキクラゲをサッと茹でて食べる【キクラゲの刺身】です。生のキクラゲが食べられるのは、7月から10月の栽培期間中になります。栽培期間中は、農園で収穫体験を実施しています。冬の時期は、乾燥キクラゲ、なめこ、しいたけの販売もしています。なめことしていたけも問合せいただきタイミングが合えば収穫体験もできます。近くにお越しの際には、是非お立ち寄りください。



# 遊休農地解消・発生防止対策事業 (わかあゆ認定こども園との 農業・食育体験)



## 「さつまいも掘り」



さつまいも掘りの数日前に、苗植えを思い出しながら、さつまいも畑を見学しに行きました。ぐんぐん伸びたツルや葉を見て、土の中のさつまいもはどうなっているんだろうと期待を膨らませていました。

子どもたちは、大きなさつまいもを傷つけないよう気をつけながら、「もう少し」と手や顔をまっくろにして夢中になって掘っていました。やっとの思いで掘り上げた瞬間、「やったー!」と大きな歓声を上げ、満足感や達成感を味わっていました。

友達と一緒に1つのおいもを掘ったり、大きさや重さ、形を比べたりしながら、さつまいも掘りを楽しむことができました。

「大学芋にして食べたよ」「ママと一緒にスイートポテトをつくったよ」と持ち帰ったさつまいもを、お家の人と一緒に食べたことを笑顔いっぱい話をしてくれました。

青壮年部の方との交流や〇×ゲームも楽しみ、さつまいも掘りの体験が子どもたちにとって大きな経験となりました。

(わかあゆ認定こども園)



## 「さつまいもの収穫に参加して」

昨年10月31日に、わかあゆ認定こども園年長児、J Aなす南青壮年部、J A女性会、農業委員会で、さつまいも掘りを実施しました。5月末に定植し、酷暑の夏の日々や大雨の連続など心配もありましたが、不安をよそにさつまいもは大きく育っていました。園児たちは、友達と力を合わせて収穫に取り組み、畑には園児の輝く笑顔と楽しそうな声が響いていました。

園児たちには、自然を肌で感じ、野菜の色や形を知って親しみをもつ事で農業に関心が芽生えてほしいと思います。農業生産者数が毎年減少しています。特にコメ農家は、50年間で7割ほど減りました。こういった農業に触れる体験を通して、将来を担う子どもたちが、就農して町や地域を元気にしてくれることを切に願います。

(農業委員 小林 一恵)



# 農地の貸し借りの手続きが変わります!

農業経営基盤強化促進法の改正に伴い、令和7年4月より利用権設定事業(相対)による農地貸借は廃止され、農地中間管理機構(農地バンク)による貸借のみに移行します。なお、すでに契約されている利用権設定事業(相対)については、契約期間満了まで有効です。



## 女性農業者の皆さんへ 農業者年金ご存知ですか?

- 1 農業者年金は「終身年金」ですので、女性の長い老後を**しっかりサポート**します。
- 2 家族経営協定を結べば**保険料の国庫補助**も受けられます。女性の農業経営への参画を**しっかり応援**します!
- 3 保険料が全額社会保険料控除の対象で、**高い節税効果!**

農業者年金に加入できる方の要件は以下の通りです。

- ・年間60日以上農業に従事している方で、
  - ・国民年金第1号被保険者(60歳未満)又は、国民年金の任意加入者(60歳以上65歳未満)
- ※詳しくは、お近くの農業委員会、又はJAへ!



詳しくは…   <https://www.nounen.go.jp>

## 全国農業新聞 農業者の視点でお届けします。

- ◆特徴のある週刊新聞 …… > 解説に力点をおいた企業編集とニュース報道
- ◆時代に鋭く斬り込む …… > 農政・農業・農村の動き、問題をタイムリーに
- ◆経営に役立つ …… > 実務情報と経営マインド
- ◆読みやすく親しみやすい …… > 老若男女が楽しく読める



毎週金曜日発行  
(月4回)

月 700円、年 8,400円  
購読の申し込みは、農業委員会へ!  
TEL 92-1185



# 農地転用は許可が必要です

農地転用とは・・・農地を宅地などの建物敷地、駐車場、資材置場等の用地に転換することです。

## ◆自分の農地を転用するとき

農地法第4条の許可が必要です。【農地の所有者が申請】

## ◆農地の売買または貸借により転用するとき

農地法第5条の許可が必要です。

【農地の所有者と転用を実行する者が連名で申請】

**\*申請にあたっては、事前に農業委員会にご相談ください。**



各種申請書の受付締切は毎月月末です。

# 農地の取得要件が変わりました

令和5年4月1日に農地法が一部改正され、耕作面積の大小にかかわらず農地の権利取得が可能となりました。

ただし、農地の権利取得には引き続き次の要件をすべて満たしていることが必要となり、投機・転用目的等で農地を取得することはできません。



【全部効率利用要件】 権利取得後に利用すべきすべての農地等を効率的に耕作すること

【農作業常時従事要件】 権利取得後に必要な農作業に常時従事すること(原則150日以上)

【地域との調和要件】 周辺農地の農業上効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じないこと

# 農地の適正管理は責務です!

農地をお持ちの方や借りて耕作している方など、農地の権利を有する方には、農業上の適正かつ効率的な利用を確保しなければならない責務が、農地法第2条の2で規定されています。

農地は一度荒れてしまうと、耕作できる状態に戻すのに大変な手間と労力を要します。また、害虫や有害鳥獣が住みついたり、火災のおそれが生じるなど、住環境も含めた周辺環境を悪化させてしまうため、耕作しない場合であっても適正な管理(耕起、草刈等)をお願いいたします。

